

高知大学教育学部入学に関する審議委員会規則

平成16年4月1日
規則第178号

最終改正 平成30年3月14日規則第72号

(趣旨)

第1条 高知大学教育学部教授会規則(以下「規則」という。)第8条第1項の規定に基づき、高知大学教育学部入学に関する審議委員会(以下「委員会」という。)を置き、規則同条第2項の規定に基づき委員会に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
 - (2) 入学試験委員会委員長
 - (3) 各コースから選出された教員 14人(幼児教育コース、教育科学コース、国語教育コース、社会科教育コース、数学教育コース、理科教育コース、音楽教育コース、美術教育コース、保健体育教育コース、技術教育コース、家庭科教育コース、英語教育コース、特別支援教育コース、科学技術教育コース)
- 2 前項第2号及び第3号の委員に事故あるときは、代理を認める。
- 3 第1項第3号の委員は、入学試験委員会委員を兼ねることができない。
- 4 第1項第3号の委員は、重複を認めない。

(任期)

第3条 前条第1項第3号の委員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年とする。
ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集及び議長)

第4条 委員会は、学部長が必要と認めたときに招集し、その議長となる。ただし、学部長に事故あるときは、学部長の指名する者がこれを代行する。

(審議事項)

第5条 委員会は、高知大学教授会規則第5条第1項第1号イに規定するもののうち次の事項を審議決定し、高知大学教育学部教授会に報告し承認を受ける。

- (1) 学生の入学に関する事項

(議題の通知及び議案の提出)

第6条 委員会の議題は、学部長が開会前にこれを通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、議題の通知を省略することができる。

(委員会の成立)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(議決)

第8条 委員会の議決は、出席委員の過半数を必要とする。

(委員以外の者の出席)

第9条 学部長が必要と認めたときは、第2条の委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月1日規則第545号)

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第124号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年1月16日規則第54号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月4日規則第92号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月14日規則第11号)

この規則は、平成29年6月14日から施行する。

附 則 (平成30年3月14日規則第72号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。